

議事の経過

開議 午前10時

○徳久研二議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長から諸般の報告をいたします。

事務局長。

○島崎留美事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席1人、出席13人であります。欠席の小松進議員は、疾病のため欠席の届け出があっております。

以上で諸般の報告を終わります。

○徳久研二議長 これより日程に入ります。

日程第1、発言取消しの件を議題といたします。

お諮りいたします。市長から3月16日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定の準用に基づき、特定の法人及び個人への配慮を欠く内容があったためとの理由により、令和5年第1回安芸市議会臨時会、報告第1号「専決処分の報告について」に係る専決処分書読み上げにおける、2損害賠償の相手方の所在地、法人の名称、代表者の氏名及び令和5年第1回安芸市議会臨時会、報告第2号「専決処分の報告について」に係る専決処分書の読み上げにおける、2相手方の住所、個人の氏名についての部分を取消ししたい旨の申出がありました。

この取消し申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 御異議なしと認めます。よって、市長からの発言の取消し申出を許可することに決しました。

日程第2、議案第3号「安芸市情報公開条例等の一部を改正する条例」から議案第13号「和解及び損害賠償の額の決定に関する件」までの11件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら11件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員会委員長 川島憲彦議員。

○川島憲彦総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました、議案第3号「安芸市情報公開条例等の一部を改正する条例」ほか6件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る3月9日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。なお、1名が所用のため早退しています。

議案第3号から議案第5号の3件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正や条例の制定を行うものです。

議案第3号「安芸市情報公開条例等の一部を改正する条例」につきましては、現行の安芸市情報公開条例から安芸市情報公開・個人情報保護審査会に関する規定を削除するなど、安芸市手数料徴収条例、安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を含む3条例につい

て改正するものと説明がありました。

委員からは、「今までの安芸市情報公開条例では、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名等については公表するとされていたが、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は公表してはならないと改正されたということか」と質問があり、「そうである。基本的には公表と考えている」との回答がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第4号「安芸市個人情報保護法施行条例」につきましては、令和5年4月1日から全ての地方公共団体に改正個人情報保護法が適用されるため、現行の安芸市個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるため制定するものであると説明がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例」につきましては、安芸市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務等を定めるため、制定するものであると説明がありました。

委員からは、「市長が委嘱した審査委員が、市長に対する情報公開について審査することは、利益相反に当たるのではないかと」と質問があり、「利益相反に当たらないと考えている。全国の自治体でも首長が審査会の委員を委嘱している。審査会は独立した外部組織であり、客観性、独立性が保たれるような委員を選任する」と回答がありました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第6号「安芸市分担金徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、令和5年度に実施予定の携帯電話等エリア整備事業について、携帯電話事業者に対する分担金の負担割合を総務省通知に基づき、補助対象事業費の9分の1以内に定めるものであると説明がありました。

委員からは、「携帯電話等エリア整備事業では、なぜ、人の住んでいない場所が対象なのか」と質問があり、「人の住んでいるところは携帯電話事業者が整備する責任がある。この事業は携帯電話事業者が責任を負っていないエリアを国費を投じて整備するものである」と回答がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号及び議案第8号につきましては、一括して説明を求め、審査を行いました。

議案第7号「安芸市特別会計条例の一部を改正する条例」につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び墓地公園事業特別会計について、今後、特定の歳入・歳出として経理する必要がないことから、これら特別会計を廃止するため、現行条例を改正するものであると説明がありました。

議案第8号「伊尾木墓地公園管理基金条例を廃止する条例」につきましては、墓地公園事業特別会計の廃止に伴い、今後における伊尾木墓地公園の維持管理は、市が管理する他の墓地と同様に一般会計において行うため、現行条例を廃止するものであると説明がありました。

委員からは、「住宅新築資金は計画的に回収できるか」と質問があり、「ほとんどがきちん

と償還されている。残額が多い債権者にも督促を行い、適切に対応する」と回答がありました。また「基金がなくなっても、伊尾木墓地公園の維持管理の予算は担保されるのか」と質問があり、「他の墓地と同様に維持管理等の費用は予算措置して、将来的にも管理を継続する」と回答がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号「安芸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定など、所要の改正を行うものであると説明がありました。

委員からは、「安全計画の策定により、どのような効果があるのか」と質問があり、「職員、保護者が安全に関する共通理解をすることで、一層、児童の安全確保に取り組むことができる」と回答がありました。「業務継続計画は保護者に周知するように定められていないがいいのか」と質問があり、「条文にはないが、職員だけでなく保護者にも周知することになる」と回答がありました。

委員からは特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○徳久研二議長 産業厚生委員会委員長 西内直彦議員。

○西内直彦産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第10号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」ほか3件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る3月10日、委員6人の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

まず、議案第10号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等による児童福祉法の改正に伴い、子供への懲罰権限に関する規定を削除するとともに、現行条例の条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「安芸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等による児童福祉法の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定や自動車を運行するときの乗車児童の確実な所在把握を義務化するほか、児童への懲戒権限に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。

本件は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に増額することにより、安芸市国民健康保険規則に定める産科医療補償制度の加算を含めた総額が42万円から50万円になるよう、現行条例を改正するものであります。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「和解及び損害賠償の額の決定に関する件」であります。

本件は、東山森林公園内で発生した木製遊具破損による人身事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

所管課からは、令和4年3月、東山森林公園内に設置された木製遊具を使用していた相手方が、木製遊具の破断により地面に転落して腰を打ち、病院を受診したところ、腰椎を圧迫骨折しており、約7か月の通院治療を要した。この遊具は、定期的に目視・打診などの点検を行っていたが、安全上の不備があった状況であり、相手方も通常の方法で遊具を使用していたことから、施設管理者に100%の過失があるため損害賠償を要し、予定額は103万501円であるとの説明がありました。

委員からは、「遊具の点検の頻度はどのくらいか」との質問があり、所管課からは「年に一、二回、トイレの清掃や定期点検の時に行っていた」との答弁がありました。

他の委員からは、「財産管理課は、公園の長寿命化計画を作成予定だが、農林課もこれを作成する予定はあるか」との質問があり、「今後は長寿命化も視野に入れて、東山森林公園の振興を論議する安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョンで議論して方向性を決めていきたい」との答弁がありました。

また、所管課から「木製の階段や手すりについては、清掃活動や景観整備作業時に点検も依頼している」との説明があり、委員からは「管理責任は市であるので、点検内容や点検項目などを可視化する必要がある」との意見がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会の審査報告を終わります。

○徳久研二議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第3号「安芸市情報公開条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号「安芸市個人情報保護法施行条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号「安芸市分担金徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号「安芸市特別会計条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第8号「伊尾木墓地公園管理基金条例を廃止する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第9号「安芸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第10号「安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号「安芸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号「和解及び損害賠償の額の決定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第24号「令和5年度安芸市一般会計予算」から、議案第32号「令和5年度安芸市下水道事業会計予算」までの9件を一括議題といたします。

これより、これら9件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら9件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　御異議なしと認めます。よって、これら9件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第24号「令和5年度安芸市一般会計予算」を採決いたします。